十　平成三年郵政省告示第二百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表九の項を次のように改める。

九	削除

第二項の表一〇の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

十一　平成五年郵政省告示第百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二八の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表二九の項を次のように改める。

二九	削除

第二項の表三一の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十二　平成五年郵政省告示第六百四十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三六の項を次のように改める。

三六	削除

第二項の表一二の項を次のように改める。

一二	削除

第二項の表二四の項を次のように改める。

二四	削除

第二項の表二五の項及び三六の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表三七の項を次のように改める。

三七	削除

十三　平成七年郵政省告示第三十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

九	削除

十四　平成九年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一七の項を次のように改める。

一七	削除

第一項の表二〇の項及び二一の項を次のように改める。

二〇	削除
二一	削除

第二項の表六の項及び七の項を次のように改める。

六	削除
七	削除

第二項の表八の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表五六の項を次のように改める。

五六	削除

第二項の表五七の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十五　平成十年郵政省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項を次のように改める。

八	削除

十六　平成十年郵政省告示第三百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

九	削除

十七　平成十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項を次のように改める。

八	削除

第一項の表一八の項から二〇の項までを次のように改める。

一八	削除
一九	削除
二〇	削除

第一項の表三一の項を次のように改める。

三一	削除

第一項の表三三の項及び三四の項を次のように改める。

三三	削除
三四	削除

十八　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第一項の表四五の項から五一の項までを次のように改める。

四五	削除
四六	削除
四七	削除